

海外からの帰国者または来日者の FS 地区立ち入りに関する衛生管理指針

(H26. 12. 1. FS 作成)

- ①渡航前には海外渡航届けを提出すること
- ②海外では家畜を飼育している場所への立ち入りは極力控えること
(やむをえず家畜に接した場合は、衣服と靴を十分に洗濯や洗浄を行うこと)
- ③帰国後に FS 地区へ出勤、もしくは来日者が入場する際は、海外で着用した衣服と靴は洗濯並びに洗浄をしてから着用すること。
- ④海外で使用した衣服と靴は、衛生管理区域（家畜飼育エリア）※に **4 ヲ月間**持ち込まないこと。
- ⑤衛生管理区域へは、帰国（来日）後 **1 週間**は立ち入らないこと。
- ⑥準衛生管理区域へ**は、帰国（来日）後 **3 日間**は立ち入らないこと。
- ⑦特定家畜伝染病が発生している地域（動物検疫所報告）からの帰国（来日）の場合は、帰国（来日）後 **3 日間**は FS 地区以外で勤務し、FS 地区には絶対に立ち入らないこと。調整が困難な場合は、「職務専念義務の免除」による対応とすること。